

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内します。当委員会では、録音、撮影、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。コミュニティ政策担当課長、産業企画担当課長が出張公務のため欠席です。

本日は、議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が11件です。日程の順で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査です。

議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関から説明を求めます。

○前田財政課長 それでは、政策経営部資料1をご覧ください。千代田区手数料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

項番1、項番2は併せてご覧いただければと存じます。改正理由及び改正概要でございます。

（1）区民生活一般関係手数料でございます。こちらは、マンション建替え等の円滑化に関する法律が改正されまして、法律名及び既存事務に組合や税制上の特例措置に関する証明事項が追加されてございます。条例中に引用する法律名及び手数料を徴収する事務のうち、組合といたしましても、新設されたマンション除却組合等を追加するなど、一部の内容が追加されたことから条例の一部を改正するものでございます。具体には、区民生活一般関係手数料の24の事務、名称に記載している引用条文等を改めます。

（2）でございますけれども、建設関係手数料でございます。こちらもマンションの建替え等の円滑化に関する法律、それから建築基準法施行令の一部が改正されまして、大規模の修繕・模様替えの規定が加えられてございます。先ほどの法律名等に加えまして、条項等を改められた部分につきまして、手数料条例に引用してございますので、その条項ずれ等を改正するものでございます。具体には、建設関係手数料の50の8、50の9の事務、56の事務、名称に記載している引用条文等を改めます。

ただいま詳細をご説明させていただきましたけれども、いずれもこの改正による手数料額の変更はございません。

項番3、施行期日でございます。公布の日から施行いたします。ただし、別表（1）（3）の部の56の項とあるマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係るものにつきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

項番4、新旧対照表でございます。別紙、データですと次のページ以降にご用意をさせていただいているところでございます。内容等をご確認いただければと存じます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明いただきました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから何か質疑はございますか。なし。（発言する者あり）

米田委員。

○米田委員 この改正によって、手数料等は変わらないと、今ご説明がありました。事業者にとって、これ、変わったことによって特段、私が見た限りは条ずれなんて影響ないと思うんですけど、特段の影響はないかだけ確認させてください。

○前田財政課長 手数料の額の変更等はございませんので、そういう意味では影響といったものはないかというふうに考えてございます。

一方で、例えばございますけれども、このマンション等の建て替え等の法律の改正は、老朽化を伴うマンション等に対して対応していくこうということで、これまでの建て替えのところから、さらに更新部分、一棟リノベであるとか、あるいは再建であるとか、そうしたことでもやっていくこうと、認めていくこうということで、そういう意味で拡充といいますか、対象が広がっているところでございますので、そうした老朽化マンションに対応する意味では、様々、いろんな方々がこういった制度、法律改正に伴って対応していくことができるかなというふうに認識してございます。

○米田委員 いい意味では、千代田区でマンション、老朽化しているところがありますので、こういったところ、今、課長のところじゃないかも分からぬんですけど、そういうのを促進していくことだということを周知していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○前田財政課長 関係部とも連携いたしまして、周知するように努めてまいりたいというふうに存じます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、何かご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。（「特段何もない」と呼ぶ者あり）早いな。

討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 省略で、はい。ありがとうございます。

それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第54号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第54号の審査を終わります。

次に、続けて、議案第55号、千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関から説明を求めます。

○高橋商工観光課長　区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例につきまして、地域振興部資料1に基づき、ご説明申し上げます。

まず、改正理由です。現在、ボート場の運営管理費は、訪日外国人の増加に伴い、外国語対応が必要になっております。また、昨今の物価上昇の影響で、公費負担が拡大しているという状況にございます。このため、使用料見直し、負担の適正化を図る必要がございます。

また、区民の皆様が引き続き利用しやすい環境を整え、利用を促進するために、使用料に新たに区民の区分を設ける必要がございます。

さらに、近年の環境の変化によって、桜の開花時期も変化してございます。温暖化で少しずつ開花が早くなっている一方で、2シーズン前のように、4月2週目に見頃を迎えたということもございまして、振れ幅が大きくなっております。観桜期として設定できる期間を広げる必要がございます。

次に、改正内容です。まず、使用料の改定は、運営管理費と利用の現状を踏まえます。恐れ入りますが、一旦、次のページ、2ページ目の参考をご覧ください。

まず、ボート場の運営状況です。表の中ほどにある運営管理費、こちらはボート場の運営や修繕、年に2回の下草刈りが含まれてございます。

運営管理費から、その右側の列の使用料収入を差し引きると、公費負担額になります。平成14年度というのは前回の改正年度でございますが、公費負担額を直近の令和6年度と比較しますと、1,000万円以上、上昇していることが分かります。ただ、平成14年度と令和6年度を比較しますと、一見、利用も増えているように見えますけれども、桜の咲く時期というのも大きく影響いたします。平成14年度の開花状況では、ちょっと記録では分かりませんでしたけれども、例えば前のシーズンの見頃が前の年度である3月中となりまして、次のシーズンが遅れて4月頃、見頃を迎えると、その年度の販売件数と使用料収入は激減するということになります。一方で、その逆が起これば、その年度は激増するというようなことになりますので、この増減をならしたのが過去3年、令和4年度から令和6年度の平均でございます。

公費負担額をご覧いただきますと、約2,220万円で、平成14年の公費負担額と比較いたしますと1.5倍近く増加しておりますし、何より運営管理費に占める公費負担の割合は64%となっております。

次に、使用料の検討についてです。こちらは前回の委員会の中でもパターンをお示しいただきたいということで添付させていただきました。算出する使用料は、運営管理費に対して利用者負担割合をどのくらいに設定するかという視点で検討してございます。まず、運営管理費は、昨今の物価上昇を踏まえまして、直近、令和6年度にかかった3,880万円を設定してございます。

この表の見方といいたしまして、a列の運営管理費3,880万円に、それぞれb列の利用者負担割合50%から100%を掛けると、c列の想定される年間の使用料収入総額が出ます。また、観桜期を別に設定するため、想定される観桜期の使用料金額も算出します。それがd列でございます。過去3年の平均使用料を見ますと、観桜期、年間の約75%が集中しておりましたので、c列に75%を掛けているという状況になっております。e列、f列の販売件数につきましても、桜の開花時期の変動を踏まえまして、過去3年の平均を

使用しています。そして、一番右、改定後使用料を算出いたしまして、100円単位で調整しております。

このように算出したパターンから、他の地域のボート使用料の状況であるとか、利用者負担を上げることの影響などを勘案いたしまして、上から2行目、利用者負担割合60%の30分以内、通常期1,000円、観桜期1,500円を選択しております。

恐れ入りますが、1ページ目の2、（2）にお戻りください。本条例は、区民の皆様の体位向上がそもそもその目的でございます。引き続き、区民の皆様にご利用いただけますよう、使用料に新たに「区民」の区分を設けて、現行の価格を据え置いてございます。

また、観桜期として設定できる時期は、現行3月中旬から4月上旬となっているものを、3月から4月と広く設定できるようにいたします。

新旧対照表は別紙のとおりでございまして、施行は公布の日からを予定してございます。ボート場は、12月から2月の間まで3か月間休場しておりますので、再開後の3月、桜の時期に合わせたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。説明を頂きました。

それでは、質疑に入ります。

○永田委員 公費負担額と外国人対応で、さらに負担が今後増えていくということで使用料を値上げするということですが、約1.5倍ぐらいですかね。それによって、この収支はどの程度を改善、いわゆる公費負担額って赤字ですよね。それを改善するかということを、その辺の試算というのはあるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらの参考の2の真ん中の表の、この60%のところをちょっとご覧いただければと思うんですけれども、今のところ、想定する使用料収入が2,328万円ほどになるであろうということで、今と比較しても、やはり40%ほどは公費で負担しなければならないという状況になるところでございます。

○永田委員 これまでの利用数、利用者数が変わらないということが前提なのかと思うんですけど、例えば値上げによって利用者数が減るということは想定しないんでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、ご利用いただいている、先ほどちょっと申し上げましたけれども、約75%ほどが観桜期に利用されているというところもございます。恐らく上昇することで利用控えというのはあろうかと思いますけれども、都内の状況を見ますと、10月から、やはり同じように値上げをしてございます。それが大体同じ規模でございますので、恐らくご理解は頂けるかなと考えております。

○永田委員 いいです。

○岩佐委員長 はい。

田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。本区が運営する公共施設である以上、区民の負担軽減や利用促進は重要な使命だと考えている立場から質問させていただきます。

本人確認の方法なんですけれども、現在、日比谷図書文化館と同じような身分証明書を提示するという形で間違いないでしょうか。

○高橋商工観光課長 まずは今のボート場の運営の状況なんですけれども、乗船の購入時は必ず、常にスタッフがついておりまして、一組一組対応しているところでございます。

その場で区内に住所があることが分かる、まず公的機関が発行している証明書の原本、例えばマイナカードであるとか、運転免許証、医療証、資格者証、そういうたるものをご提示いただかなければ、区の別の施設が発行した、例えばコミュニティスクールの区民利用券であるとか、スポーツセンターの区民利用カード、こちらのご提示でも使えるようにしたいと思っております。

○田中委員 はい。ありがとうございます。今後、区のポータルサイトなどで申請など可能になるのか、その場合に今、本区でも推進しているマイナンバーカードを利用した本人確認の方法などは将来的に可能になるものでしょうか。

○岩佐委員長 えっ、マイナカード。もう一回、マイナカードを。を。

○田中委員 マイナンバーカード。

○岩佐委員長 もうちょっと分かりやすく言ってもらって……

○田中委員 今、ポータルサイトで……

○岩佐委員長 ポータルサイトで予約ですか。

○田中委員 申請とか予約とかが可能になる可能性は。

○岩佐委員長 予約の方法ですね、はい。

○夏目デジタル担当部長 ボート場の、例えば乗船券のようなものを、例えばポータルサイトでということになりますと、前売りということが前提になるのかなと思います。その辺が、今のところ、まだそういう検討がされておりませんので、ただ、手法としてそういう制度が確立したという場合には、選択肢としてはあり得るかと思います。また、マイナンバーカードは本人確認で、現在、見て確認をするというような手法ですが、そういう前売りというのがポータルサイトで可能になるということであれば、そういうやり方もあるかなというふうに思います。今のところ、まだそういった検討まで至っていない状況です。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 ほか。はい、田中委員。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

それでは、新旧対照表の中に、この複数人で利用する場合、左側の3番、新のほうの備考の3番なんですけれども、「複数人で利用する場合において、利用者に区民を1名以上含むときは、区民の欄の使用料を適用する。」とあるんですけれども、これは区民1人当たり何人までの非区民の方々を受け入れるなどの想定というか、制限は設けられていないんでしょうか。

○高橋商工観光課長 そもそもボートに乗れる数が3人までということになっております。こちらの文章を想定したのが、例えば区外に住むおじい様、おばあ様が区内のお子様を連れてお越しいただいたときも乗れるようにしたいというところからでございます。

○田中委員 分かりました。そうすると、1隻当たりの、1隻につき1名以上という、3人のうちの1人が区民であればいいということですね。

○高橋商工観光課長 申し訳ございませんでした。はい、そのとおりでございます。3人の中の1人が区民の証明書をご提示いただければ区民料金で乗れるというものでございます。

○田中委員 分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかによろしいですか。

○秋谷委員 利用料として区民の方を優先するのはすごくいいんですけど、予約の段階でその区民の方が利用しやすくなるみたいなことは検討なさっていない。

○高橋商工観光課長 今のところ、まだ現時点では、どのくらい区民の方がご利用いただいているか分からずという状況がございます。まず、今回、こちらでやらせていただいて、ご利用をどのくらいしていただいているのか、もしかしたらば、ほとんどされていないということもあるかもしれません。そうしたときにどうするか、様々な方法をこれからちょっと考えていきたいと思います。

○秋谷委員 せひとも今回はデータを取っていただくなりなんなりして、来年以降、そういったニーズがあればその辺も柔軟に区民の方が使いやすいように、利用しやすいようにしていただけたらなと思って、その点、検討いただけたらと。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおりと考えております。例えばですけれども、区内には区民無料開放日みたいなものを設定しているところもございます。そういうものも含めて、広く区民の皆様に使っていただけるように検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 はい。

私からも一つ、いいですか。大体、公共がやっていることって、障害者料金があったりするんですけども、今回、初めて区民料金が設定されたくらいなので、そこまで至ってはないとと思うんですけど、ちょっとこのボートという性質上、どこまで障害のある方が利用されるか分からずですが、そういったご検討の予定というのはあるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、このボートに乗るに当たっては、特に身体に障害がある方が関係するかと思いますけれども、一緒に乗る方も含めてご自身で乗れる方に限らせていただいているところです。今回は料金の設定の中で障害者料金というのはちょっと検討には入っていなかったので、ちょっと今後、どのようなニーズがあるかも含めて検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 もう一つ、追加で。現在、千代田区では、ここ以外にも区民料金というのをだんだん設定していただいている、今のところ、大体倍の料金だとかというところが、設定が多いと思うんですけども、今後、利用状況を確認していただいた上で、倍以上の設定などの検討というのもしていただきたいなと思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 ボート場に関してはということになってしまいますけれども、まずは、先ほど申し上げたとおり利用が観桜期にかなり偏っているというところがございます。今、前シーズンから観光協会と連携しまして、スマートチケットみたいな形もちょっと取り組み始めたところでございます。ちょっと料金として設定するのか、そういうイベント時の別の設定となるかは今のところ、考えは至っておりませんけれども、ちょっと今後、その辺りも踏まえて研究してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に——失礼いたしました。ごめんなさい。一つ飛ばしていましたね、はい。次、議案第55号ですね。千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第55号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第55号の審査を終わります。

次に、議案第60号、旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について、審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料2に基づきまして、旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。本件は、11月7日の企画総務委員会で事前に情報提供させていただいたものでございます。

項番1、工事場所、項番2の工事概要、項番3の工事期間につきましては、さきにご説明させていただきました内容に変更はございませんので割愛をさせていただきます。

項番4の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約、単体または2者JVで入札公告を行っております。

次のページをご覧ください。ご参考に入札参加資格要件を記載してございます。主な要件といたしまして、建設共同企業体（2者構成）または単体事業者のどちらか一方で参加すること、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要であること、登録業種は「空調工事」であることなどです。

そのほかの要件は、こちらの記載のとおりでございます。

前のページにお戻りください。項番5の入札結果の詳細をご説明いたします。11月6日に開札を行い、こちらに記載の2者による応札があり、最低制限価格未満で1者が失格となっております。

開札結果は、さきにご報告させていただいたとおり、落札金額が税込み11億1,864万5,000円で、株式会社丹野設備工業所東京支店です。

そのほかの入札結果等は、こちらに記載のとおりでございます。

なお、事後公表としていた予定価格は11億2,000万9,000円、項番6に契約の相手方の詳細を記載しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。

それでは質疑に入ります。この件について何か質疑がございますか。

○米田委員 今、工事契約、なかなか難しい中で、2者来てもらったのは、まずはよかっ

たなと思っております。ただ、全然問題ないんだと思っていますけど、この落札価格、非常に予定価格に近い金額、99%以上になっていると。これは一方では、ちゃんと見積りが正確だったと。事業者にとっても正確な金額を出した、とは言えるんですけど、見方によっては毎回、これ、厳しい金額になっている部分があります。その点について、どう思われているかお聞かせください。

○湯浅契約課長 こちらは以前ご説明もさせていただいたおりますが、1回目の契約が不調になってございます。ですので、2回目の契約でこちらの金額が、差異が詰まったという形になっておりまして、1回目の応札をしている業者でございまして、1回目の調整以降、その後の金額をさらに調整していただいたという形でこちらの金額になり、落札率が99.8%という形ですけれども、調整の結果だとこちらのほうは判断してございます。

○米田委員 とはいって、ぎりぎりの金額なんで、今後、区民へ説明するに当たってはご注意いただきたいなと思います。

もう一つなんんですけど、失格となった事業者は8,600強で、最低制限価格を下回っていると。これについても、やはりぎりぎりの落札と、予定価格、全然駄目なところと、この2者の比較方というのは、見方によっては、ないとは思うんですけど、疑義があると思われても仕方がないんですけど、その辺の評価についてもお聞かせください。

○湯浅契約課長 最低制限価格につきましては、こちらは地方自治法施行令のほうで決まっております。この価格によって、より、ほか当該契約の内容に適応した履行がされないおそれがあるようなことが認められる場合というような形でこちらは判断しているところではございます。正確には確認はしておりませんが、やはり何かしらのそこがあって、価格がこれだけ差が開いているというところを考えますと、最低価格で失格となっているところには何かしらの、瑕疵と言っては失礼かもしれません、そういうこともあったのではないかと判断しております。

○米田委員 別に疑っているわけでも何でもなくて、区がいろんな見方をされないように私はこれを聞かせていただいているんで、そこを間違えないようにお願いしたいなと思います。

私が何を言いたいかというと、疑念を生まないため、区として、いろんな監査とかもあります。こういうところにしっかりと堪えるよう、今後、記録とかを残していただいて、情報公開も含めて、こういう疑念を持たれないように今後、契約に関してやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○湯浅契約課長 契約課のほうでは毎年、入札監視委員会の中で、こういった契約につきまして、専門家、第三者の方にしっかりと契約のほうを確認していただいておるところでございます。こちらを行いまして指摘の受けました事項につきましては、全般的にこちらのほうを周知させていただきまして、同じような疑義が生じないような形で契約課のほうでも周知をしているところでございますし、こちらにつきましてはホームページで公表しておりますので、区民の皆様にもご理解を頂いていると思っております。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○はやお副委員長 まず確認したいのは、今回の資料の裏面のところ、入札参加資格の要

件というところで、（1）の③のところ、契約金額が5億6,000万円以上ということなんんですけど、これが1件以上有するところが今回入札に入れるということだった。この件については、このバーというか、そのフィルターをどのように今考えているのか。というのは、あまり自分のほうの結論からすると、やっぱり、まずはそうです、本当に米田委員がおっしゃるように、入札の大変さというのは私が委員、前からずっと、何というんですかね、入札が履行されない状況の中で苦労されていることというのはもう重々分かっているんですね。だから、私も本当に99.何%になっても様々な状況からしたときにやむを得ないというぐらい、あんまり感覚的には思っていたぐらいだった。でも、まあ、こういう状況でありながらもご苦労されているといったときに、もう少し幅広にするために、このバーというのがどういうふうに今考えているのか。一応、5億6,000万の実績がなくてはできないということにしているけれども、この辺はどういうふうに見解しているのかお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 こちらは千代田区の要綱等により定めた基準でございますので、そちらに基づき判断しているところでございます。

○はやお副委員長 そうだよね。だから、そこの要綱というのはあくまでも要綱なんですよ。だから、場合によって、この要綱について考え、今後のことをやったときに、もう少し幅広に入札業者を増やすという点でのバーというのはどうなのかということなんです。でも、それをやることによって、今までの品質とかということが保たれないという、だからここは悩ましいところなんだけど、やっぱり悩まなくちゃいけないところだと思っているんです。だから、現状、どういうふうにするかといったときに、入札が成立しないということがすごく、もう毎回毎回、我々も正副の、あ、正副のと言っちゃいけないんだ、やっていく中で苦労されていることがすごくよく分かってて、その上で、ちょっとこの辺はどうかということ。

○湯浅契約課長 副委員長ご指摘のとおり、入札が不調になった場合などにつきましては、こちらの基準を緩和するような形も所管と相談いたしまして、次の入札が応札していただけるような形で、そこは柔軟に対応させていただいております。

○はやお副委員長 まあ、分かりました。それで、まあ、逐次、いろいろと米田委員から言っていただいたように、その辺のところは省かせていただきます。これは一般論なんですけど、今回のところで入札をしました。それで、以前、このところで災害対策等々の協力会とかという言葉だとか、いろいろありながら、非常に大切なことだと思っているんですね、その制度については。それに加えて、正確なあれだったのは覚えてないんですが、この総合契約方式の評価とかというのは、現状、たしか、このいろいろな、様々な課題が出てきた折に、何か、一応、この何とか評価って、総合評価というのは今後ちょっと外しますよという話だったけど、今回はどういうふうになっているのか、ちょっとその辺のところを。

○湯浅契約課長 総合評価方式につきましては、令和6年度は一時、見直しという形で中止しておりますが、令和7年度につきましては1件実施をしております。

○はやお副委員長 えーと、まあ、いいんだよ。その辺のところは必要だと思うし、それでまた千代田区に対しての、そういう貢献に対してはそういう形で若干考慮するというのはいいと思うんだけど、この辺のところについて、6年についてはやらなかったけど、7

年度はよしとしたところというのは何なのか。そういうふうに判断して、この総合評価を復活させたということは何なのか、このところについてちょっと説明していただきたい。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、公契約審議会の中で事業者の方から、すみません、失礼しました、労働者の学識経験者の方の中から、やはり総合評価方式を改めて実施してほしいというようなご意見なども頂いております。それにつきましては、令和6年度、一旦中止をしている中で見直しを図り、総合評価方式のやり方を変更して、令和7年度、一度実施をしているところでございます。そういった要望なども踏まえて、今後は来年度以降、もう少し数を増やしていくようなことも検討しております。

○はやお副委員長 だから、そこの、重要なことなんですよ。非常に厳しい状況が発生した中で、今回もこの総合評価方式をまた採用することになったと。するに当たって、今、その会議体でやってくれという要望で、一部、その制度を変えたということであれば、どういうように変えたのか。また、僕がこの企画総務に来たのは、この前5月ですけれども、その前にそのことが報告されているのかどうか、その辺含めてお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては特別委員会のほうで見直しの。

○はやお副委員長 報告してたっけ。

○湯浅契約課長 はい。報告をさせていただいているかと、どういったことを見直したのかというようなことで、その中で一つ入っていたと考えておりますが。

○はやお副委員長 じゃあ、僕はいたんだね、きっとね。でも、まあ、そのところについては、どういう内容だったかというのは、ちょっといま一度、やっぱり何かといったら、ここが、僕はちょっとこの抜取りで特別委員会というのは成立しているんですよ。だけれども、所管に関係すること、そしてまた今回のことについては、そういうような契約上いろいろな問題が、課題があった中でのことだから、そのところをきちっとクリアにした上で、この議決をしていかなくちゃいけないこと。ここは基本的にこれすごく大切なことだし、もう本当に落札していただいて感謝するところなんで、でも、ただ、その周辺に関する疑義については、この議案で整理しなくちゃいけないことだと思っていますのでお答えいただきたい。

○岩佐委員長 契約課長。契約制度を見直した部分でね。

○はやお副委員長 そうそうそう。

○岩佐委員長 そうだったよね。

○はやお副委員長 内容なの。部分なんです。

○岩佐委員長 休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時09分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いいいたします。契約課長。

○湯浅契約課長 お時間を頂きまして、大変失礼いたしました。見直したポイントにございましては、第9条の地域・社会貢献等評価点の算定方法などを変更してございます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 いいです。

○岩佐委員長 はい。

ほかにこの練成中学校の契約について、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第60号、旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第60号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約について、審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、お手元の政策経営部資料3に基づきまして、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。本案件も11月7日の企画総務委員会で事前に情報提供させていただいたものでございます。

項番1、工事場所、項番2の工事概要、項番3の工事期間につきましては、さきにご説明させていただいた内容に変更はございませんので、こちらも割愛をさせていただきます。

項番4の契約方法でございますが、制限を付した一般競争入札による契約、単体または2者JVで入札公告を行っております。

次のページをご覧ください。ご参考に入札参加資格要件を記載してございます。主な要件といたしまして、建設共同企業体（2者構成）または単体事業者のどちらか一方で参加すること、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要であること、登録業種は「電気工事」であることなどでございます。

そのほかの要件は、こちらに記載のとおりです。

前のページにお戻りください。項番5の入札結果の詳細をご説明いたします。11月6日に開札を行い、こちらに記載の3者による応札があり、最低制限価格未満で1者が失格となっております。

開札結果は、さきにご説明させていただいたとおり、落札金額が税込み1億8,645万円で、暁幸テック株式会社です。

そのほかの入札結果等は、こちらに記載のとおりでございます。

なお、事後公表としていた予定価格は2億3,301万3,000円、項番6に契約の相手方の詳細を記載しております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。委員の方から何か質疑はございますか。よろしいですか。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 省略いたします。はい、討論を省略します。

これより採決に入ります。

議案第61号、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備。（発言する者あり）あ。あれっ、言っていたなかったでしたっけ。失礼いたしました。（「もう一度」と呼ぶ者あり）はい。もう一度戻ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第61号、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第61号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第61号の審査を終わります。

次に、議案第62号、オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料4をご覧ください。オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）の契約につきまして、ご説明をさせていただきます。本案件につきましても、11月7日の企画総務委員会で事前に情報提供させていただいたものでございます。

項番1、購入品目、項番2の納入場所、項番3の契約期間につきましては、さきにご説明させていただいたとおりでございますので割愛をさせていただきます。

項番4の契約方法でございますが、公募制競争入札による契約で、入札公告を行っております。

次のページをご覧ください。ご参考に入札参加資格要件を記載してございます。主な要件といたしまして、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること、登録種は「什器・家具」であること、本店または支店等が千代田区内にあることなどでございます。

そのほかの要件は、こちらの記載のとおりです。

前のページにお戻りください。項番5の入札結果の詳細をご説明いたします。10月31日に開札を行い、こちらの記載の5者による応札があり、2者が辞退となっております。

開札結果は、さきにご報告させていただいたとおり、落札金額が税込み6,655万円で、ジャンボ株式会社です。

そのほかの入札結果等は、こちらに記載のとおりでございます。

項番6に契約の相手方の詳細を記載しております。

最後に、資料要求がございましたオフィスレイアウト関連の資料を、参考資料1・2として別添に添付しておりますのでご覧ください。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。

これより質疑に入ります。この件について何か質疑はございますか。

○のざわ委員 まず、このレイアウト変更はすばらしいことだというふうに思っている前提で、（「前提」と呼ぶ者あり）A I 活用によりまして、ここに、資料に書いてございます、その、何ていうんですか、まあ、紙文書の電子化ですか新しい働き方の実践の中で、職員の方々の判断、企画、伴走支援に専念できるような職場設計になっていくということで、申し上げたいのは、いきなり区民の方々が、こう、どーんと変わるとすごくびっくりされる。と同時に、こういうことによって職場が働きやすくなるので効率もよく、優秀な職員の方が入っていただきやすくなるのにプラスになるということも思います。何が言いたいかというと、区民の方向けに、そして優秀な人が入っていただく、プラスのアナウンスというのも含めまして、しっかりと区民の方々、就職してくださるような方々にこれをぜひ幅広く、効果的に発信をしていただくのがいいんじゃないかなと思うんです。そこら辺はどのようにお考えか、いかがでしょうか。

○齊藤デジタル政策課長 ご質問ありがとうございます。このワークプレイス変革オフィス整備でございますけれども、今、委員ご指摘のとおり、目的の一つとして人材の確保というところも挙げてございます。こういった魅力ある職場によって選んでいただける千代田区になるというところが目的の一つでございまして、こういった取組を求職者、若年層に対して広く打ち出していくということは、我々としても考えているところでございます。

また、区民の方にも急に庁舎が変わって驚かれないようにということをおっしゃっていましたけれども、そういったオフィス整備の取組を周知していくことと併せて、まずは整備のスケジュールにも引いてございますけれども、バックヤードである本庁舎6階、我々政策経営部などがあるフロアでございますが、そういうところから始めまして、オフィス整備の試験を積み重ねて、フロントヤードのところに区民に混乱のないような形のレイアウトをもって整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 のざわ委員、よろしいですか。はい。

ほかに、この。はい、はやお副委員長。

○はやお副委員長 この資料のところのリコージャパンのところの「辞退」と書いてある、また、下のところも「辞退」と書いてあるんですけど、この辞退はどんな形で辞退されたのか。結局は、入札のところまで入れた、入れないんでしょうけど、辞退ということだから、どういう経緯で、この辞退されたかというのは、把握されているのか、把握されていないのかお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 リコージャパン株式会社ですけれども、こちらは仕様を満たせないためということでございました。神原物産株式会社のほうは、お客様にご満足いただける札入れのほうができるないと判断したと。（発言する者あり）お客様に満足できる札入れができるないと判断されたということでございました。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 まあ、今までいろいろな課題というのは、その仕様の問題なんですね、その辞退というところになると。だから、その仕様の在り方、提示の仕方ということについて、今後、よく整理していただいて、私はだから、せっかくこういうことで

応札に応じてくれている方の、その辞退に至った、競争性をやっぱり担保するためには、多くの方が辞退という形ではなくて、参画していただくという努力というのは必要だと思うので、その辺はどのように今考えているのか。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては2者の方々が辞退という形でございまして、新たな入札にご参加いただいているというところでしたので、契約課といたしましても、もう少し理由の方々を調査をさせていただきました。その結果ですが、1者は物品を期限までに納入できるか分からなかったということで、できないときのリスクを鑑み、辞退ということでございます。もう一者につきましては、規模が大き過ぎたということでございまして、いろいろなところと取引がなく、その取引の結果、あまり芳しくなかったということでございました。仕様もそうなんですけれども、契約請求を頂くときに、やはり期限がないとなかなかご検討いただけませんので、できるだけ所管の方には契約請求の方を早めに上げていただいて、事業者の方にご検討いただける時間となるべく取っていただけるような形で、契約課の方では周知をさせていただきたいと考えてございます。

○はやお副委員長 これについては、ちょっと議案のことではないんですけど、この参考資料を頂いて、これは内容について中身は言うつもりはない、今後の流れとしての確認なんですね。確かにこの部分については、DXの特別委員会の所管の内容だ、所管じゃなくて、内容だということで委員会で報告、常任である企画の方には報告はなかったと。やっぱり今後のことなんですけれども、議案になりそうなものについては今まで常任に報告するのは通例だったような気がするので、いや、抜き取るとね、ダブルで報告するからという話はあるんだけど、これが、例えば環まちだとなんとかという所管のものであれば、それは必要ないですよ。でも、所管であったら、その、やっぱりDXのところは我々の方としては報告していかないと、この中身について審議がされないわけです。だから、ちょっとその辺のところをどういうふうに考えているのか、お答えください。

○夏目デジタル担当部長 今回、このワークプレイス変革に関しましては、DX戦略に基づく取組ということで、DX特別委員会の方で報告をさせていただきました。こちらの方、企画総務委員会の方に報告をしていなかったのは、やはり委員会同士の所掌の干渉があるかなということでしていなかったわけですが、結果として、これは契約の方に関わるということで、企画総務委員会にも関わるということで、情報提供はするべきだったかなと思っています。どういった形で情報提供なり報告するかにつきましては、また過去の取扱いの例なんかもあると思いますので、その辺も考慮して、ちょっと適切に対応してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

○米田委員 毎回聞いているんですけど、この落札された方、千代田区の件で多く落札されていると。で、什器等、ほとんどここと言ってもいいぐらい落札されているんです。ここが悪いと言っているわけじゃないんですよ。営業努力されているんだなと思います。この件について、どういうふうに評価されているか、まずお聞かせください。

○湯浅契約課長 先ほどご答弁させていただいたとおり、新規参入の事業者に確認をした

ところではございます。そういった中で、やはり規模が大きいですとか、なかなか取引がないですとか、そういったお声を頂いております。入札を頂いている事業者につきましては、やはりそういったところが経験則としてあるのかなというところでございますので、契約課といたしましては、下見積りを取るときなど、新規参入事業者に一つ取っていただくということも、できるだけこれまでどおりということではなく、新たな拡充をしていただけるような、間口を広げていただけるような、そういった契約を頂くような形で所管にはお願いしていきたいと考えてございます。

○米田委員 とても大事なことだと思います。これまでの付き合いの中で、やはりずっと長い付き合いですから、ついで下見積りも一番小回りの利くところ、これまでのところってなりやすいんで、新規のところにもしっかり下見積りを依頼するというのはとても大事なことかなと思います。

先ほど課長もおっしゃっていたんですけど、規模、今回、これ、相当な幅広になっています。こういったときは、まとめてやるというのはもう仕様で分かるんですけど、やっぱり分けて分割発注、こういうことも検討するべきかなとは思うんですよね。そうすると、新規事業、さっきおっしゃったように規模感だとかはクリアされます。そういうところでのお考えはお聞かせいただけますか。

○湯浅契約課長 ここは、やはり区切りというか分けが難しいところでございまして、分割をすると、まとめてやったほうがいいんじゃないかなというお声も頂くところでございます。

○米田委員 分かるの、すごい分かるの。今回は特にそうだと思う。

○湯浅契約課長 はい。そこは所管のほうで、まず契約請求いただきますので、そのときの事業者の受注ですか、そういった状況を踏まえて、そのときにまとめたほうがいいのか分割がいいのか。ただ、納期の問題などもございますので、そこはしっかりと所管と相談しながら議会のほうにご報告させていただければと考えてございます。

○米田委員 まさにそうだと思うんですよね。仕様書を出すときに、皆さんお忙しいですから、ぎりぎりで、どうしても出してしまふんじやないかなと思います。こういった計画が出た際には、すぐさま仕様書を出せるような取組が必要だと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○湯浅契約課長 本日、各課契約等の適切な運用の確保等についてという形で全庁的に通知を出させていただきたいと考えてございます。その中に契約・検査事務マニュアルも改正いたしましたので、そういったことを踏まえて、注意事項という形で庁内に周知をさせていただき、先ほど申し上げましたように、できるだけ早く契約請求を行っていただくこと、その他いろいろ注意事項がございます。少額随契なども改正いたしましたので、これらを含めて全庁的に改めて注意喚起をさせていただければと考えてございます。所管と事前にできるだけ早くご相談をさせていただきながら、適正、適切な契約事務に努めたいと考えてございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第62号、オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第62号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第62号の審査を終わります。

次に、議案第63号、千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。この3件の議案は関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑、討論も一括して行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、執行機関からの説明を求めます。

○中根人事課長 それでは、政策経営部資料5によりまして、3議案をまとめてご説明いたします。

まず、資料のつくりといたしまして、（1）番のところで改正する条例をそれぞれ条例ごとに改正する事項と概要、その概要と施行期日を表の形でお示ししております。それが（2）、次のページで会計年度、（3）で任期付職員という形になっております。

各表の中で、表側で「第1条による改正」というふうに書いてございますが、この第1条による改正というのが改正提案をしている条例の条を示しております。第1条による改正が令和7年度における改正内容でございます。第2条による改正のほうは、令和8年度以降こうなりますということが第2条で、改正条例のほうで規定しております。その横に①②③④とあるところの中で括弧第何条と書いてあるのは、改正されるほうとったらいいんですかね、その条例の条文をお示ししております。そのようなつくりで各表はなってございます。

中心となります、68の議案の中で職員の給与に関する条例を中心にご説明させていただきます。第1条による改正ということで、3点、給料表の改定、そして、7年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正、そして、初任給調整手当限度額の改正というのが職員給与条例の令和7年度部分の改正です。それぞれ給料表は、公民較差の解消、期末手当及び勤勉手当は、年間支給月数を0.05月引き上げる。そして、初任給調整手当につきましては、医師と歯科医師の確保をするため、初任給調整手当の限度額を引き上げるものでございます。

それぞれ公布の日から施行で、給料表と初任給調整手当は本年遡って4月1日からの適用となります。

そのような形で（2）の会計年度の条例、そして（3）の一般職の任期付職員の条例も同様の内容で、第1条と第2条でそれぞれ改正しているものでございます。

資料、4ページ以降で、その手当の関係が、結局、7年度と8年度でどう変わらるのかというのが、ちょっと文字ですと分かりづらいので表の形でお示ししております。表1が令和7年度のそれぞれの支給月数を示したもので、表2では8年度以降はこうなりますというのをお示ししております。

各条例における新旧対照表はその後におつけしてございますので、具体的の額についてはご参照いただければと思います。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明いただきました。

これより質疑に入ります。

○のざわ委員 こちらは、賛成の立場ではございますが、二つご質問させてください。

まず1問目から。今回の給与改定は、人事委員会勧告に基づきまして公民較差、1万4,860円、3.8%を解消するために給料表や期末・勤勉手当を改定するものと承知しております。しかし、今年度の勧告は、公民比較の対象企業規模を月例給、特別給共に100人、50人以上から100人以上に引き上げています。このことによりまして、区職員の給与と区内の中小企業、中堅企業との給与の乖離を拡大するものではないでしょうかというふうにも考えております。区民全体の勤務実態を踏まえた場合、100人以上の企業に勤務をする方の割合はどの程度と把握をされていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○中根人事課長 今般のこの給与条例改正につきましては、人事委員会がこの対象を変えた理由といったしまして、各特別区における厳しい採用環境を踏まえて、より有為な人材を確保するため、大都市にふさわしい、より規模の大きい企業と比較する必要があるということで対象を100人以上という規模にしております。その100人以上に改定する契機となっているのが、国的人事院での勧告もそのように100人規模に見直しております、人事院が調査したところ、総務省の統計局調査を基に行っております。全国ベースでは、100人以上の企業、100人以上の従業員の割合は、全国ベースですけれども、56.5%ということで過半数をカバーしている状況になっております。特別区におきましては、特別区の人事委員会の中での調査では公表されておりませんけれども、特別区の状況は、恐らく全国よりもその規模は高くなっている、カバーしている割合は多分、今の全国の56.5%よりも高いであろうというふうに推察しております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。二つ目の質問、今のお答えにもあると思いますが、公民比較の手法には問題あるとも思いますが、まさにお話のとおり、人材の確保と区民サービスの維持の観点から、一般職の方の給与改定には賛成の立場です。自治体の人才獲得競争が激化する中で、やはり優秀な人材確保のためには一定の待遇改善が必要だと本当に考えております。しかしながら、物価が高騰し、区民の生活が厳しい状況に置かれる中で、区民のご理解をどのようにいただかかというようなところのお考えは、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○中根人事課長 おっしゃるとおり、この物価高騰で区民生活が厳しい状況にあるということは承知いたしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、この自治体間での人

材獲得、自治体間だけでなく、民間とも人材の獲得競争という状況になっておりますので、やはり有為な人材を確保するためには待遇の改善というのも、やはり必要なことであろうというふうに思っております。そこにつきましては、まず、この特別区の人事委員会による、この給与の改定が勧告というのをベースに行われるということを含めまして、区民の方に丁寧に説明して、ご理解を頂くことに尽きるかなというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第63号、千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第63号は可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第65号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第65号は可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第68号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第63号、議案第65号及び議案第68号の審査を終わります。

次に、議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第67号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。この3件の議案も関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑、討論も一括して行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、議案第64号、66号、67号の3件につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、項番1、改正理由でございます。資料にございますとおり、今年度の特別職報酬等審議会、いわゆる報酬審の答申を踏まえまして、給料または報酬の月額と期末手当の額等を改定するものでございます。

改定する額につきましては、項番の2の表にございますとおりでございます。月額につきましては、ちょっと細かいので表をご覧いただきまして、期末手当のほうは（2）のとおり0.05月の引上げとなってございます。

今回の改定に至りました報酬審の議論につきまして、若干補足をさせていただきます。ご案内のとおり、千代田区特別職報酬等審議会条例に基づきまして、少なくとも3年に1回、報酬等の額の適否について報酬審の意見を聞かなければならぬとされております。昨年度、令和6年度に3年ぶりに報酬審を開催いたしまして、参考資料として様々な情報提供を行うとともに、物価や家賃、賃金などの動向につきまして、また、他自治体の報酬等との比較などにつきましても、資料を多数ご用意いたしましてご検討いただきました。その中で、物価の上昇、賃金の上昇、他の自治体の動向と、どの数字を見ましても上昇基調でございましたため、据置きや引下げについては議論にならない状況でございました。そのため、額の決め方について基準をどう持つたらよいかということが報酬等審議会のポイントとなってございます。

議論の結果、当面は社会経済情勢や他区の動向、人事委員会勧告等を参考に額を決定することとし、中でも特別区の部長級の給与の単純平均を参考とすること。参考にしている指標が上昇基調であることから、社会経済情勢に柔軟に対応するため、額の適否については毎年確認することを申し合わせました。こうした令和6年度の経過を受けまして、今年度、改めて額の適否についてお諮りしたところ、部長級の単純平均より、より上がり幅が大きい公民較差の案が妥当との意見を多数頂戴いたしました。委員長の提案により、今年度のみ例外的に公民較差の案を採用する方向で合意が得られましたため、先ほどの資料の額となった次第でございます。

長くなりましたが、報酬審の審議経過は以上でございます。

資料にお戻りいただきまして、裏面をご覧ください。項番3、新旧対照表を別紙として添付しております。

また、項番4、施行期日につきましては、先ほどの職員給与と同様でございますが、（1）が今年度分の引上げの対応として令和7年12月1日、（2）が来年度分の引上げの対応ということで令和8年4月1日となってございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

○のざわ委員 私たち日本維新の会の会派としまして、申し訳ございません、特別職報酬引上げについてはちょっと反対の立場から二つご質問をさせてください。

第一の質問をさせてください。前の質問でも述べさせていただきましたが、区民の多くの方が物価高に苦しんでいらっしゃいます。一般職の方は労働者としてお仕事をしていたく方として、その待遇改善はとても必要だと思いますが、特別職については、区民感情

を踏まえると、この状況下で区長、副区長、教育長の報酬を増額することに区民の理解は得られるとお考えはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおり、区民の方々の様々いろいろなお考えが地域にはあるかと思います。ただ、報酬等審議会におきましては、千代田区における生活コストの高さというものが非常に皆さん、気にかけてくださるというか、負担であろうというお話がございました。優秀な、区政の運営を担う高度な責任と判断力が求められる人材にそういった特別職に就いていただくという観点から、一定の待遇改善が必要であるという声が大半でございまして、このような答申の結果となった次第でございます。

○のざわ委員 それでは、もう一つ、ご質問させてください。我が会派は、身を切る改革を掲げておりまして、まず政治家が率先をして痛みを伴う改革を行うべきだと考えております。区民の皆様のご負担をお願いする前に、政治家自身が襟を正すべきではないでしょうかと存じます。この時期に、特別職報酬を引き上げる合理的な理由をぜひもう一度ご説明ください。よろしくお願ひいたします。

○佐藤総務課長 ご認識のような見方もあることは認識しております。こちら区といたしましては、報酬等審議会のご意見を踏まえて改定をするという、そのルールに沿って対応している部分もございますので、そういった人材確保や、責任を持って職務に当たるという点の区民の皆様のご理解を得ていくために、報酬の透明性を確保いたしまして、行財政改革等を進めることで、区民負担の軽減に努めていくべきものであると考えております。

○のざわ委員 どうも、ご説明ありがとうございました。特別職の報酬の引上げには反対の立場ではございますが、ご答弁につきましてはご理解をさせていただいたというふうに拝聴させていただきました。ありがとうございました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 田中委員、米田委員、永田委員、秋谷委員、はやお委員が賛成です。よって、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案——失礼しました。（「賛成多数、賛成多数」と呼ぶ者あり）賛成多数によって、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はい。田中委員、米田委員、永田委員、秋谷委員、はやお委員が賛成です。

よって、賛成多数ですので、議案第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第67号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中委員 一番最後に呼んでください。

○岩佐委員長 えっ。こっちから。

○はやお副委員長 いいよ、呼んでよ。

○岩佐委員長 はやお委員、秋谷委員、永田委員、米田委員、田中委員が賛成です。よって、賛成多数ですので、議案第67号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第64号、第66号及び第67号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退席のため休憩します。ありがとうございました。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2、その他に入ります。

委員の方から何か、その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

それでは、執行機関から何かございますか。

○佐藤施設経営課長 本庁舎前の都市計画道路の今後の整備につきまして、事業者でございます東京都第一建設事務所より連絡がございましたので、口頭にてご報告させていただきます。

本年8月頃から、樹木の移植に耐え得るかどうかといったところの調査を行いまして、本庁舎前の樹木、それと歩道上の街路樹、これ全てについて移植に耐え得るということが判明いたしました。したがいまして、来月になりますが、12月中旬から移植のほうを行っていくということでございます。この中で、本庁舎前のしだれ桜がございます。これにつきましては、今あります石碑の横の部分に移植をいたします。それ以外の樹木につきましては、水元公園のほうに移植をいたしまして、今後、利活用を図っていくということでございます。

工事のほうでございますが、来年の8月末までで完了予定というところで、完了した段階では全面的にアスファルト、平滑な舗装になっているというところでございます。その後でございますが、地中に埋まっています埋設管のほうの移設の作業を行うというところでございます。また、その工事の内容等が変わってきた、あるいは埋設管の移動等の状況等が入りましたら適宜ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。この件に対して何か質疑はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、私から。これ、街路樹を移植されるということですけれども、これは何か発表

とかアナウンスとかはされるんでしょうか。いきなり切られると、切られたと思う人もいると思うんですけれども。ただ、これ、うちの事業ではないので、うちが発表する話でもないかもしねないんですけれども。

○佐藤施設経営課長 事業のほうは東京都第一建設事務所のほうで行いますけれども、全ての木を切るというのではありません。今回の中ではしだれ桜を区の本庁舎の前に移植して、そのほかのものは全て水元公園に移植をして、いろいろ再活用を図っていくところで、切るというものはございません。

○岩佐委員長 はい。そうなんですけど、木に対して何か異変があったときに、ちょっとざわざわされる方も、お気持ちがね、木を大事にされている方もいらっしゃるので、そういう方たち向けの、これは切るわけではなくて移植なんだよというアナウンスとかをされるのかなというのはあったんですけども、ございますか。

○佐藤施設経営課長 事業者のほうにその旨伝えるとともに、実際に現場、本庁舎前になりますけれども、その部分で貼り紙等をして、分かりやすい形で丁寧に周知するように話をしてまいります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。お願いします。

ほかに何かございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時51分閉会